

インフルエンザ（疑いを含む）の出席停止について

お子さんがインフルエンザ(疑いを含む)にかかっていると診断されたときは、学校保健安全法により、出席停止となります。欠席にはなりませんので、治療中は主治医の治療方針に従い、自宅で療養してください。出席停止期間の基準は、『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで』です。

つきましては、病状が回復した後、登校するときは、下記の「治癒報告書」を保護者の責任の下で記入し、提出してください。インフルエンザにおいて、登校許可証明書は必要ありません。

<インフルエンザ(疑いを含む)に関する注意事項>

1. インフルエンザの感染が疑われる場合は、受診をお願いします。
2. インフルエンザと診断された場合は、医師に発症日をご確認ください。
(高熱等の明らかな症状がないインフルエンザの場合もあるため)
また、登校するにあたっての医師の診察の必要性については、主治医等の指示に従ってください。
3. 発症後5日を経過しても解熱していない場合は、学校へ連絡をお願いします。出席停止期間が延長されます。

		出席停止期間の早見表								
発熱期間		0	1	2	3	4	5	6	7	8
1日間	■	□	□	□	□	□	□	◎		
2日間	■	■	□	□	□	□	□	◎		
3日間	■	■	■	□	□	□	□	◎		
4日間	■	■	■	■	□	□	□	□	◎	
5日間	■	■	■	■	■	□	□	□	□	◎

■:発熱、□:解熱、◎:登校可

キ リ ト リ

治 癒 報 告 書

令和 年 月 日

学校長殿

年 生徒氏名

保護者氏名

病院で診断を受け、「インフルエンザ」と診断されました。その後、病状が回復し、他に感染の恐れがないことを報告いたします。

記

1 インフルエンザの型 *該当するところに○を付けてください。 (A型 B型 不明)

2 発症日 (発熱等の症状が出た日) *主治医等にご相談ください。 令和 年 月 日 ()

3 解熱日 令和 年 月 日 ()

4 出席停止期間の基準による登校可能日 令和 年 月 日 ()

*基準を過ぎても症状が回復しない場合は、学校に連絡してください。

5 受診先 *診断書、登校許可証明書は不要です。 医療機関名

※最後にご確認をお願いいたします。ご確認後、してください。

登校する日が、発症後、5日を経過している。また、解熱後、2日を経過している。